

質問回答

平成 26 年 4 月 8 日

「マケドニア旧ユーゴスラビア共和国オフリド湖下水処理施設改善事業準備調査」

(公告日:平成 25 年 3 月 12 日)について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	業務指示書 P. 11 「2.本事業の概要」 (5)関係機関	関係機関として、1)環境都市計画省、2)PROAQUA、3)Niskogradba とありますが、事業実施機関(カウンターパート機関)の指定はありますか？ カウンターパート機関はオフリド市/ストゥルーガ市周辺に所在していると想定してよろしいでしょうか？ また、関係機関との協議のために、首都スコピエ市への渡航も想定する必要がありますか？	<ul style="list-style-type: none"> ●カウンターパートは環境都市計画省を予定しています。(但し、直接のカウンターパート以外にも、現地調査においては各関係機関から直接情報収集等を行います。) ●環境都市計画省の所在地はスコピエ市ですが、オフリド市にも職員数名が駐在しています。 ●環境都市計画省の他、財務省や欧州統合府等と協議を行う場合、スコピエ市へ渡航することが想定されます。
2	業務指示書 P13 6. 実施方針及び留意事項 (8)アルバニア側の現状 7. 業務の内容 (3)全体事業の背景及び基礎情報の確認	6. (8)には「アルバニア地域からの汚水の現状を可能な範囲で確認すること」とあり、7. (3)には「アルバニア側の調査対象地域はポグラデック市に限定する」とありますが、アルバニア側の汚水の現状について情報収集するのはポグラデック市のみと考えて宜しいでしょうか。 また、情報収集の際にはポグラデック市の協力を仰ぐことになるかと思われませんが、貴機構側からポグラデック市関連機関に協力依頼をして頂けるのでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ●ポグラデック市のみを対象とします。 ●必要に応じて、機構からレター発出等を通じて協力依頼を行います。

3	業務指示書 P. 17 「7.業務の内容」 (9)モデル事業の抽出と実施可能性調査の実施	“モデル事業”とは、実施可能性調査対象としての、「優先事業」と理解してよろしいでしょうか？	●ご理解の通りです。
4	同上	「(9)モデル事業の抽出と実施可能性調査の実施」から、本業務(本協力準備調査)では、実施可能性調査を、本事業(円借款事業)を想定したモデル事業として、「①オフリド地区の既設管、宅内排水設備及び取付管、②上流部の小河川、オフリド湖東側污水幹線を対象とした管渠の補修・更生を想定して行うこと」になりますが、調査過程で処理場・ポンプ場が実施可能性調査の対象となる場合には、契約変更で対応して頂けるのでしょうか。	●管渠の補修・更生を想定しておりますが、調査内容の変更等が必要と認められた場合、契約変更を含め検討致します。
5	同上	モデル事業として、前記①、②を対象とした管渠の補修・更生を想定します。この際に、①の「宅内排水設備」は個人財産ですが、円借款事業すなわち実施可能性調査の対象になるのでしょうか。 また、②の「上流部の小河川」は、污水管に流入する河川流入を分離するという理解でよろしいでしょうか。	●個人財産は円借款事業の対象になりません。 ●②の部分はご理解の通りです。
6	8. 成果品等(1)報告書 5)デジタル画像集	提出部数が明記されておりましたので、ご教示ください。	●CD-R2 枚

以上